

最終候補地の選択について

今後の進め方（協議方法）

○ 4 候補地 6 案から→ 3 案の選出

- ・「一対比較法」を使って

一対比較法とは、評価したい複数の対象があるとき、それらを一度に比較するのではなく、「2 つ（一対）を選び、どちらがより優れているか（あるいは重要か）」を繰り返して判定する手法。

a 「既存校舎活用案」同士比較

該当候補地案：東小校舎活用案 VS 南小校舎活用案

b 「既存校舎解体・新築案」同士比較

該当候補地案：東小校舎解体案 VS 南小校舎解体案

c 「新地・新築案」同士比較

該当候補地案：福祉センター東側 VS 鎌沢候補地

* 実際の進め方①

各 4 グループ協議は以下の順で行う。

- ・ 1 回目 各班グループ協議 15 分→委員個々に比較検討用紙に記入（10 分）→投票
東小校舎活用案 VS 南小校舎活用案 （投票後、事務局は集計作業）
- ・ 2 回目 各班グループ協議 15 分→委員個々に比較検討用紙に記入（10 分）→投票
東小校舎解体案 VS 南小校舎解体案 （投票後、事務局は集計作業）
- ・ 3 回目 各班グループ協議 15 分→委員個々に比較検討用紙に記入（10 分）→投票
福祉センター東側 VS 鎌沢候補地 （投票後、事務局は集計作業）

* 実際の進め方②

- ・ 1 回目と 2 回目結果において、a と b がともに東小あるいは南小となった場合は、改めて「活用案」か「解体・新築案」かを決める用紙を配布し、各班グループ協議 15 分→委員個々に比較検討用紙に記入（10 分）→投票 事務局集計・結果の報告をする。
（会議時間が遅くなっている場合は、「この審査を持ち帰り・次回提出」にするか、協議会で相談して決める。）

* 実際の進め方③（最終候補決定） 設定時間は状況を見ながら会長が判断

- ・ 各班グループ協議 30 分
- ・ 各グループで出た意見を交流（主な理由に相当する内容を羅列するかたちで報告 10 分）
- ・ 各班グループ協議 2 回目（10 分）
- ・ 委員個々に比較検討用紙に記入（10 分）→投票 （投票後、事務局は集計作業）

今後の進め方2（スケジュール予定）

- ・ 5/29（金）：第14回推進協議会 候補地1の選定協議
- ・ 6/1（月）：第15回推進協議会 候補地1の決定（協議会総意）
- ・ 6/2（火）～6/3（水）
村長に、候補地1の選定（案）の報告。
（理解いただけたら）議会中の議会全員協議会にて候補地1の選定の報告と地域説明会②の実施予定を報告し、理解をいただく。
- ・ 6月議会：6/4（木）～6/12（金）
 - 「昭和村議会の議決すべき事件に関する条例」に、（3）として、「学校設置に関する基本構想の策定及び変更並びに廃止をするとき。」を上程。
議会中の議会全員協議会にて、候補地1の選定の報告と地域説明会②の実施予定を報告
- ・ 区長会議及び地域説明会予定（7/3～7/10）
7/3（金）区長会議 7/6（月）大河原小 7/7（火）東小
7/8（水）南小 7/10（中学校）
- ・ 7月中旬 地域説明会状況のまとめ
- ・ 7/23（木）第16回推進協議会
「教育委員会・村長」に提出書類（基本構想案）の承認
- ・ 7/24（金）教育委員会開催：推進協議会の基本構想案を、教育委員として「基本構想案」を承認
- ・ 7/29（水）or30（木）総合教育会議
教育委員会より基本構想案を提案、村長の理解をいただく
- ・ それ以降は、建設候補地1を含む義務教育学校基本構想（案）を、9月議会にかけられるように文書修正及び上程準備を行う
- ・ 8/21（金）第16回推進協議会 微調整した義務教育学校基本構想（案）の確認